

石川県住宅整備基準

目次

第1章 総則

第2章 全体計画基準

第3章 各部仕様基準

第1節 戸建て住宅

第2節 集合住宅

第1章 総則

1 目的

- (1) この基準は、石川県において、高齢者、障がい者等を含むすべての県民が安全かつ快適に居住できるよう、住宅が備えるべき性能を示すことにより、良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とする。
- (2) この基準は、障害のある場合の対応や、将来障害が生じたり、身体機能が低下した場合にも適切に対応できると同時に、誰にとっても安全、快適な住宅や住環境の実現を目指すものとする。
- (3) この基準は、単に住宅内の物理的なバリアの解消だけでなく、居住者として高齢者、障がい者等を含むすべての県民が、生涯住み続けることのできる室構成及びスペースの確保、住宅の耐久性、耐候性及び容易な維持管理、住宅内での健康で快適な生活、住宅周辺における必要な利便施設や快適かつ安全な生活を送るために必要なサービスの適切な提供の享受、適切な負担による住宅の取得等も、住宅に関するバリアフリーの一部であると考え、このような社会の実現を目指すものとする。

2 適用範囲

- (1) この基準は、戸建て住宅及び集合住宅のうち、主として新築される住宅を対象とする。
- (2) この基準は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

3 用語の定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー社会対応住宅（加齢対応型） 幼児から、高齢者まで安全で住みやすく、バリアフリー社会において必要な基礎的住宅性能を有するとともに、将来、身体的変化に伴い「バリア」が生じたときに必要となる住まいの様々な性能を軽微な改造により実現できる可変性のある住宅
- (2) バリアフリー住宅（車いす自走型） すでに障害のある人が、身体状況に合わせて安全かつ快適に自立して生活するために、必要な性能を満足し在宅介護にも対応可能な住宅

第2章 全体計画基準

1 室構成、各室スペース

少子、高齢化が進む社会において、住みなれた地域で助け合いながら各々が自立して、生涯にわたり住み続けることができるよう、室構成、各室スペース等を考慮して全体計画を立てるものとする。

(1) 室構成

イ 住宅内の生活を快適にする室構成に加え、地域社会との交流を深めるために住宅内外の出入りが容易にできるよう配慮する。

ロ 石川県においては多雨、多雪という気候特性があるため雨や雪そのものが生活や外出に対するバリアとなることから、基本的な生活空間に加え精神的にも物理的にも快適な生活が送れるよう、半戸外的な空間についても配慮する。

ハ 高齢者、障がい者等と他の世帯が同居する場合は、プライバシーを確保するとともに、疎外感を感じさせない室構成となるよう配慮する。

(2) 各室スペース

イ 主要な室等は、高齢者、障がい者等の身体機能に応じ、快適な生活を送るために必要なスペースを確保するとともに、車いすでの自立した生活や介護が無理なく行えるように配慮する。

ロ 一般的には加齢とともに環境の変化への適応が低下するため、住みなれた住宅で精神的なゆとりを持ちながら自立して生活し続けるために、慣れ親しんだ家具や物品を配置、収納できるスペースを確保する。

2 耐久性、耐候性

将来の身体的変化に対応するため、可変性について配慮すると同時に、長期間使用に耐えられる住宅性能を確保するため、予め次の事項に配慮するものとする。

(1) 住宅の耐久性

イ 構造耐力

基礎、土台、柱、梁、耐力壁、小屋組等の構造上主要な部分の耐力を高め、耐震性、耐風性及び耐雪性を確保する。

ロ 耐久性の確保

床下換気、床下防湿、防腐防蟻、小屋裏換気等に配慮し、住宅の耐久性を確保する。

(2) 住宅の耐候性

気候への配慮

イ 屋根、外壁等の防水性を確保する。

ロ 耐雪、融雪、自然落雪等、雪に配慮した構造とするとともに、海岸部の冬季の季節風や、梅雨期や冬期の高湿度など、石川県特有の気候に対し居住性能が低下しないよう配慮する。

3 健康維持増進

快適で健康的な室内環境を確保するため、予め次の事項に配慮するものとする。

(1) 建築材料

住宅内の空気環境を良好なものとするため、健康に影響を与える可能性がある化学物質等を含む材料を使用する場合には、揮発性有機化合物、薬剤等の室内空気中濃度を低減する方法をとるよう配慮する。また、自然と調和した材料を再評価する。

(2) 快適な室内環境

季節にかかわらず快適な室内環境を目指すため、次の事項に配慮する。

イ 温熱環境

(イ) 各部屋の室内温度差をできるだけ少なくするため、有効で適切な断熱工事を行う。

(ロ) 太陽熱、地熱などの自然エネルギーを積極的に利用するとともに、エネルギー消費の少ない冷暖房機器や冷暖房システムを選択する。

ロ 通風換気

(イ) 生活排気や湿気などによる室内空気汚染を取り除くため、住宅内の有効な通風経路による「自然換気」を基本にし、「機械換気」等を併用する。

(ロ) 屋外環境の悪い密集市街地等においては、熱交換型集中換気方式などにより積極的に「計画換気」を行う。

4 安全性、利便性

住宅の立地については、住みなれた地域、住みなれた住宅にできる限り長く自立して居住できるよう、日常生活に必要な施設や生活を支援する福祉施設等に対する、適切な接近性の確保に配慮するものとする。

(1) 安全性

防犯や災害、緊急時のサポート施設との連携をはかるための通報システム等に配慮する。

(2) 利便性

次に掲げる公共施設や利便施設については、高齢者、障がい者が安心して移動、活動、各種サービスを受けることができるような接近性や利便性に配慮する。

イ 交通施設 バス、鉄道及びタクシー等の公共交通機関の駅、停留所等の交通施設

ロ 日常生活施設 商店街などの購買施設、金融機関や行政センター等の日常生活施設

ハ 地域活動施設 集会、交流施設、運動施設、文化施設、共同作業施設等の地域活動施設

ニ 福祉サービス施設 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等の福祉サービス施設

ホ 保健、医療施設 保健所、病院、診療所等の保健、医療施設

5 住居費負担

高齢者、障がい者等を含む全ての県民が、バリアフリー社会に対応した生活を営むうえで、そのライフサイクルを通じ、住居費の負担が低減できる住宅とするために予め次の事項に配慮するものとする。

- (1) 家族構成員のライフサイクルに基づき、必要に応じて容易に改造ができ、維持管理及び修繕の費用が少なくてすむ住宅の整備に努める。
- (2) 将来、加齢や病気、事故等により、身体的機能が低下した場合においても、住みなれた住宅で自立して住み続けられるよう、経済負担能力を有するうちに住宅の整備に努める。
- (3) バリアフリー住宅に関する融資や助成、支援等の情報収集に努める。

第3章 各部仕様基準

第1節 戸建て住宅

1 通則

	バリアフリー社会対応型（加齢対応型）	バリアフリー住宅（車いす自走型）
(1) 部屋の配置	<p>玄関、便所、洗面所、脱衣所、浴室、台所、食堂、居間及び高齢者、障がい者等の寝室は、同一階配置とする。ただし、ホームエレベーター等を設置すれば、この限りではない。また、高齢者、障がい者等の寝室については、将来における軽微な改造により、同一階配置が確保できる場合を含む。</p>	<p>玄関、便所、洗面所、脱衣所、浴室、台所、食堂、居間及び高齢者、障がい者等の寝室は、同一階配置とする。ただし、ホームエレベーター等を設置すれば、この限りではない。</p>
(2) 段差	<p>玄関、浴室の出入口及び上がりかまち部以外は、住宅内の全ての部屋間において段差なしとする。ただし高齢者、障がい者等が利用しない居間及び居間の一部に設ける畳コーナー等についてはこの限りではない。</p>	<p>住宅内は全ての部屋間において段差なしとする。ただし、玄関の上がりかまち部等は、段差解消機等を設置すればこの限りではない。</p>
(3) 手すり	<p>イ 階段の片側には手すりを設置する。設置しない側は下地を設置する。</p> <p>ロ 便所には立ち座り、姿勢保持及び移乗のための手すりを設置するか、又は下地を設置する。</p> <p>ハ 浴室には浴槽の出入りや、姿勢保持及び移動を考慮した手すりを設置するか、又は下地を設置する。</p>	<p>イ 階段の片側には手すりを設置する。設置しない側は下地を設置する。</p> <p>ロ 便所には立ち座り、姿勢保持及び移乗のための手すりを設置する。</p> <p>ハ 浴室には浴槽の出入りや、姿勢保持及び移動を考慮した手すりを設置する。</p>
(4) 廊下、出入口の幅員	<p>イ 基本的な生活空間における廊下の幅員は、85cm以上とする。</p> <p>ロ 玄関、便所、洗面所、脱衣所、台所、食堂、居間及び高齢者、障がい者等の寝室の、出入口の幅員は75cm以上とする。ただし、これによることが困難な場合には、玄関を除く出入口は軽微な改造により幅員75cm以上を確保できるようにする。また、浴室の出入口の幅員は65cm以上とする。</p>	<p>イ 基本的な生活空間における廊下の幅員は、85cm以上とする。</p> <p>ロ 玄関、便所、洗面所、脱衣所、浴室、台所、食堂、居間及び高齢者、障がい者等の寝室の、出入口の幅員は75cm以上とする。</p>

<p>(5) 建具</p>	<p>イ 建具は、開閉がしやすく安全性に配慮したものとする。</p> <p>ロ とっ手、引き手、錠は使いやすい形状のものとし、適切な位置に取り付ける。</p> <p>ハ 引戸は、できる限り引き残し部分を確保する。</p>	<p>イ 建具は、開閉がしやすく安全性に配慮したものとし、車いすでの開閉を容易にするため、できる限り、引戸等を使用する。</p> <p>ロ とっ手、錠は使いやすい形状のものとし、適切な位置に取り付ける。</p> <p>ハ 引戸は、引き残し部分を確保する。</p>
<p>(6) 床、壁の仕上げ</p>	<p>イ 床の仕上げは滑りにくいものとし、転倒しても衝撃の少ない材質とする。</p> <p>ロ 壁の出隅部分は、できる限り鈍角又は曲面仕上げとする。</p> <p>ハ 人体に有害な揮発性有機化合物を放散しない材料をできる限り使用するか、又は放散の少ない材料を使用し、室内環境汚染防止に配慮する。</p>	<p>イ 床の仕上げは滑りにくいものとし、転倒しても衝撃の少ない材質とする。また、車いす使用に適した耐久性のある材質とする。</p> <p>ロ 壁の出隅部分は、できる限り鈍角又は曲面仕上げとする。</p> <p>ハ 人体に有害な揮発性有機化合物を放散しない材料をできる限り使用するか、又は放散の少ない材料を使用し、室内環境汚染防止に配慮する。</p>
<p>(7) 設備</p>	<p>イ 住宅内の給水、給油、電気及びガス設備は、安全性に配慮し、操作が容易なものとする。</p> <p>ロ 玄関等の外部から主要な居室、又は主要な居室間どうしには、将来容易に情報通信等の必要機器が設置できるようにする。</p> <p>ハ 主要な居室から玄関等の外部又は、主要な居室間には、異常を知らせる機器が設置できるよう配慮する。</p>	<p>イ 住宅内の給水、給油、電気及びガス設備は、安全性に配慮し、操作が容易なものとする。</p> <p>ロ 玄関等の外部から主要な居室、又は主要な居室間どうしには、障害に対応した機器を設置する。</p> <p>ハ 主要な居室から玄関等の外部又は、主要な居室間には、異常を知らせる機器を設置する。</p>
<p>(8) 温熱環境</p>	<p>イ 各室間の温度差に留意し、適切な室温が維持できるように断熱計画、冷暖房計画をする。</p> <p>ロ 室温だけでなく湿度、換気、通風等にも配慮する。</p>	<p>イ 各室間の温度差に留意し、適切な室温が維持できるように断熱計画、冷暖房計画をする。</p> <p>ロ 室温だけでなく湿度、換気、通風等にも配慮する。</p>

(9) 収納スペース	<p>イ 日常的に使用されると考えられる収納スペースは、適切な量を確保し、無理のない姿勢で出し入れできる位置に設置する。</p> <p>ロ 収納スペースとそれに接する床は、段差なしとする。</p>	<p>イ 日常的に使用されると考えられる収納スペースは、適切な量を確保し、身体状況にあわせて、無理のない姿勢で出し入れできる位置に設置する。</p> <p>ロ 収納スペースとそれに接する床は、段差なしとする。</p>
(10) 採光、照明、色彩	<p>イ 居間及び高齢者、障がい者等の寝室は、十分な採光がとれるよう配慮する。</p> <p>ロ 照明設備は照度を十分に確保し、玄関のかまち部、階段及び廊下の照明は、足元が影にならないように注意して、照明器具を配置する。</p> <p>ハ 傾斜路や段差部は、床の仕上げの色、材質を変えて安全性に配慮する。また、手すりやとっ手等の色は、壁、建具等の色と識別しやすくする。</p>	<p>イ 居間及び高齢者、障がい者等の寝室は、十分な採光がとれるよう配慮する。</p> <p>ロ 照明設備は照度を十分に確保し、玄関のかまち部、階段及び廊下の照明は、足元が影にならないように注意して、照明器具を配置する。また、スイッチ、コンセント等は車いすで使用しやすい高さとする。</p> <p>ハ 傾斜路や段差部は、床の仕上げの色、材質を変えて安全性に配慮する。また、手すりやとっ手等の色は、壁、建具等の色と識別しやすくする。</p>

2 住戸内部

	バリアフリー社会対応型（加齢対応型）	バリアフリー住宅（車いす自走型）
(1) 玄関	<p>イ 上がりかまち部の段差は、18cm以下とする。</p> <p>ロ ベンチ等を設置できるスペースをできる限り確保し、立ち座り補助用の手すり下地を設置する。</p>	<p>イ 上がりかまち部の段差はなしとする。ただし、段差解消機等を設置するか、他の出入口（車庫、テラス等）より車いすで出入りする場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 玄関には車いすの回転、移乗、収納等に必要なスペースを確保する。ただし、他の出入口（車庫、テラス等）より車いすで出入りする場合は、この限りでない。</p>
(2) 階段	<p>イ 階段の寸法は22/21以下とし、蹴上げの寸法に2を乗じたものと踏面の寸法の合計が、55cm以上65cm以下とし、踏面は19.5cm以上、蹴上げは20cm以下とする。</p>	<p>イ 階段の寸法は22/21以下とし、蹴上げの寸法に2を乗じたものと踏面の寸法の合計が、55cm以上65cm以下とし、踏面は19.5cm以上、蹴上げは20cm以下とする。</p>

<p>(3) 便所</p>	<p>ロ 階段の上端部、下端部は、上階又は下階の通行の障害とならない構造とする。</p> <p>イ 便所は、高齢者、障がい者等の寝室に近接した場所に設置する。</p> <p>ロ 便所は、介護可能な広さを確保する。また、軽微な改造により車いすで使用できるスペースを確保できるようにする。</p> <p>ハ 便器は腰掛式とする。また、手洗器は使いやすい位置に設ける。</p> <p>ニ 便所の出入口は、引戸又は外開き戸等とし、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。</p>	<p>ロ 階段の上端部、下端部は、上階又は下階の通行の障害とならない構造とする。</p> <p>イ 便所は、高齢者、障がい者等の寝室に近接した場所に設置するか、専用の便所を設置する。</p> <p>ロ 便所は、車いすでの使用を考慮した広さを確保する。</p> <p>ハ 便器は腰掛式とし、便器の高さを車いすの座面高さに合わせる。また、手洗器は車いす使用時に使いやすい位置に設ける。</p> <p>ニ 便器の出入口は、引戸等とし、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。</p>
<p>(4) 洗面所、脱衣室</p>	<p>イ いす等に腰かけて、洗面、脱衣等ができるスペースを確保する。</p> <p>ロ 洗面台は、カウンター式で、できる限り下部にあきスペースのあるものを設置する。</p>	<p>イ 車いすを使用して、洗面、脱衣等ができるスペースを確保する。</p> <p>ロ 洗面台は車いすで使用できるカウンター式で、下部にあきスペースのあるものを設置する。</p>
<p>(5) 浴室</p>	<p>イ 浴室は、できる限り介護可能な広さを確保する。</p> <p>ロ 浴室の出入口の段差は、できる限り段差なしとする。</p> <p>ハ 浴室の出入口建具は、引戸、引違戸又は折戸等を原則とし、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。</p> <p>ニ 浴槽はできる限り深さ、50～56cm程度の和洋折衷型の浴槽とし、縁の高さは、浴室の床面より40cm程度とする。</p>	<p>イ 浴室は内法で2.5㎡以上、かつ短辺は140cm以上を確保する。</p> <p>ロ 浴室の出入口は、段差なしとする。</p> <p>ハ 浴室の出入口建具は、引戸、引違戸又は折戸等を原則とし、緊急時の救助に支障のない構造のものとする。</p> <p>ニ 浴槽は深さ、50～56cm程度の和洋折衷型の浴槽とし、縁の高さは、車いす等の高さに合わせる。</p>
<p>(6) 高齢者、障がい者等の寝室</p>	<p>イ 寝室は、できる限り12㎡以上を確保する。</p>	<p>イ 寝室は12㎡以上とする。また、車いす等が通行できるスペースを確保する。</p>

(7) 台所	<p>ロ 寝室は、緊急時の避難経路について考慮する。</p> <p>イ 台所は動線を考慮し、できる限り食堂に隣接するものとする。</p> <p>ロ 厨房器具は、高さ、清掃のしやすさ、収納スペース、照明等に配慮した使いやすい形態、構造のものを設置する。また、いすに腰かけて使用できるよう、できる限り下部に空きスペースのあるものを設置する。</p>	<p>ロ 寝室は、移乗能力に応じてベッドの配置や機器の仕様に注意し、緊急時の避難経路についても考慮する。</p> <p>イ 台所は動線を考慮し、食堂に隣接するものとし、車いすで作業できるスペースを確保する。</p> <p>ロ 厨房器具は、高さ、清掃のしやすさ、収納スペース、照明等に配慮した使いやすい形態、構造のものを設置する。また、車いすで使用できるよう下部に空きスペースのあるものを設置する。</p>
(8) 食堂	<p>配膳が容易に行えるように、食堂と台所の動線は、できる限り短くなるように配慮する。</p>	<p>配膳が容易に行えるように、食堂と台所の動線は、できる限り短くなるように配慮し、車いす等が通行できるスペースを確保する。</p>
(9) 居間	<p>居間は、あらゆる居室等との動線を総合的に検討し、特に台所、食堂、居間は使いやすい配置となるよう考慮する。</p>	<p>居間は、あらゆる居室等との動線を総合的に検討し、特に台所、食堂、居間は使いやすい配置となるよう考慮し、車いす等が通行できるスペースを確保する。</p>
(10) 屋内物干場、家事室等	<p>イ 家事室は、できる限り台所と隣接させる。</p> <p>ロ 屋内物干場、家事室に洗濯物を干す場合は、通風、換気に注意し湿気がこもらないように配慮する。</p>	<p>イ 家事室は、できる限り台所と隣接させる。また、洗濯機は車いす使用者に操作しやすい位置に設置する。</p> <p>ロ 屋内物干場、家事室に洗濯物を干す場合は、通風、換気に注意し湿気がこもらないように配慮する。</p>

3 戸外空間

	バリアフリー社会対応型（加齢対応型）	バリアフリー住宅（車いす自走型）
(1) アプローチ等	<p>イ 道路から玄関に至り通路を傾斜路とする場合は、勾配は1/15以下とする。</p> <p>ロ 道路から出入口に至る通路及び階段の有効幅員は、90cm以上とする。</p>	<p>イ 道路から玄関に至り通路に高低差が生じる場合は、傾斜路とし、勾配は1/15以下とする。ただし、段差解消機等を設置すればこの限りでない。</p> <p>ロ 道路から出入口に至る通路及び階段の有効幅員は、90cm以上とする。</p>

<p>(2) 駐車場等</p>	<p>ハ 階段を設置する場合は、蹴上げを16cm以下かつ路面を30cm以上とする。ただし、これによることが困難な場合には、蹴上げの寸法の合計が55cm以上65cm以下とし、かつ踏面は24cm以上とする。</p> <p>ニ 階段、傾斜路には、できる限り手すりを設置する。</p> <p>ホ 玄関ポーチには、できる限り車いすの回転等ができる広さを確保し、屋根を設置する。</p> <p>イ 駐車場を設ける場合は、できる限り屋根等を設置し、濡れずに住宅内へ入れるようにする。</p> <p>ロ 乗降や荷物の出し入れ等が容易となるよう、スペースを確保する。</p>	<p>ハ 階段を設置する場合は、蹴上げを16cm以下かつ路面を30cm以上とする。ただし、これによることが困難な場合には、蹴上げの寸法の合計が55cm以上65cm以下とし、かつ踏面は24cm以上とする。</p> <p>ニ 階段、傾斜路には、できる限り手すりを設置する。</p> <p>ホ 玄関ポーチには、車いすの回転等ができる広さを確保し、屋根を設置する。</p> <p>イ 駐車場を設ける場合は屋根等を設置し、住宅内と段差がある場合は、傾斜路、段差解消機、エレベーター等を設置して住宅内へ車いすで入れるようにする。</p> <p>ロ 車いす使用者の乗降や荷物の出し入れ等が容易となるよう、スペースを確保する。</p>
<p>(3) テラス、庭等</p>	<p>イ 敷地に余裕のある場合は、できる限りテラス、庭等を設置する。</p> <p>ロ テラス、庭等の床面は、滑りにくい材料とする。</p>	<p>イ 敷地に余裕のある場合は、できる限りテラス、庭等を設置し、車いす等で利用できるように配慮する。</p> <p>ロ テラス、庭等の床面は、滑りにくい材料とし、車いすが通行しやすいよう配慮する。</p>

第2節 集合住宅

1 通則

	バリアフリー社会対応型（加齢対応型）	バリアフリー住宅（車いす自走型）
(1) 部屋の配置	玄関、便所、洗面所、脱衣所、浴室、台所、食堂、居間及び高齢者、障がい者等の寝室は、できる限り同一階配置とする。	玄関、便所、洗面所、脱衣所、浴室、台所、食堂、居間及び高齢者、障がい者等の寝室は、同一階配置とする。
(2) 段差	<p>戸建て住宅基準に同じ</p>	<p>戸建て住宅基準に同じ</p>
(3) 手すり		
(4) 廊下、出入口の幅員		
(5) 建具		
(6) 床、出入口の幅員		
(7) 設備		
(8) 温熱環境		
(9) 収納スペース		
(10) 採光、照明、色彩		

2 住宅内部

	バリアフリー社会対応型（加齢対応型）	バリアフリー住宅（車いす自走型）
(1) 玄関	<p>イ 上がりかまち部の段差は、11cm以下とする。</p> <p>ロ ベンチ等を設置できるスペースをできる限り確保し、立ち座り補助用の手すり下地を設置する。</p>	<p>イ 上がりかまち部の段差はなしとする。ただし、段差解消機等を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 玄関には車いすの回転、移乗、収納等に必要スペースを確保する。ただし、玄関周辺で容易に方向転換できる場合は、この限りでない。</p>
(2) 便所	戸建て住宅基準に同じ	戸建て住宅基準に同じ

<p>(3)洗面所、脱衣室</p> <p>(4)浴室</p> <p>(5)高齢者、障がい者等の寝室</p> <p>(6)台所</p> <p>(7)食堂</p> <p>(8)屋内物干場、家事室等</p>	<p>戸建て住宅基準に同じ</p>	<p>戸建て住宅基準に同じ</p>
--	-------------------	-------------------

3 戸外空間

	バリアフリー社会対応型（加齢対応型）	バリアフリー住宅（車いす自走型）
(1)駐車場	<p>イ 駐車場は、できる限り住棟近くに設ける。</p> <p>ロ 玄関付近に、車いす使用者の乗降に必要なスペースを設ける。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>	<p>イ 駐車場は、住棟近くに設ける。</p> <p>ロ 車いす使用者用の駐車場を設ける。</p> <p>ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
(2)アプローチ等	<p>イ 階段を設ける場合は、当該階段は第1節戸建て住宅3戸外空間(1)アプローチ等3に定める構造とし、幅員は120cm以上とし、手すりを設置する。</p> <p>ロ 道路及び車いす駐車場施設から出入口に至る通路のうちそれぞれ1以上は幅員を120cm以上とし、高低差がある場合は傾斜路又は段差解消機等を設置する。また、降雪及び路面凍結に対する処置を行う。</p> <p>ハ 傾斜路を設ける場合は、幅員は120cm（階段併設の場合は90cm）以上、勾配は1/15以下、手すりを設置し、かつ、傾斜路はその踊り場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差により識別</p>	<p>イ 階段を設ける場合は、当該階段は第1節戸建て住宅3戸外空間(1)アプローチ等3に定める構造とし、幅員は120cm以上とし、手すりを設置する。</p> <p>ロ 道路及び車いす駐車場施設から出入口に至る通路のうちそれぞれ1以上は幅員を120cm以上とし、高低差がある場合は傾斜路又は段差解消機等を設置する。また、降雪及び路面凍結に対する処置を行う。</p> <p>ハ 傾斜路を設ける場合は、幅員は120cm（階段併設の場合は90cm）以上、勾配は1/15以下、手すりを設置し、かつ、傾斜路はその踊り場及び当該傾斜路に接する通路の色と明度の差により識別しやすく</p>

<p>(3) 共用玄関</p>	<p>しやすくする。また、高さ75cm以内ごとに幅員1.5m以上の踊り場を設置し、傾斜路の始まりと終わりの部分には1.5m以上の水平部分を設ける。ただし、屋根等がある場合は、傾斜路の勾配は1/12以下とすることができる。</p> <p>イ ポーチは、車いすの回転スペースを確保し、屋根、庇等を設置する。</p> <p>ロ 共用玄関の戸は、幅員を80cm以上とし、できる限り引戸又は引分戸等とする。</p> <p>ハ 主要な出入口には、住戸の位置を示す案内板を設け、車いす使用者がわかりやすい高さに設置する。</p> <p>ニ 共用玄関には、滑りにくい床材を使用し、段を設けない。</p>	<p>する。また、高さ75cm以内ごとに幅員1.5m以上の踊り場を設置し、傾斜路の始まりと終わりの部分には1.5m以上の水平部分を設ける。ただし、屋根等がある場合は、傾斜路の勾配は1/12以下とすることができる。</p> <p>イ ポーチは、車いすの回転スペースを確保し、屋根、庇等を設置する。</p> <p>ロ 共用玄関の戸は、幅員を80cm以上とし、自動的に開閉する構造の引戸又は引分戸等とする。</p> <p>ハ 主要な出入口には、住戸の位置を示す案内板を設け、車いす使用者がわかりやすい高さに設置する。</p> <p>ニ 共用玄関には、滑りにくい床材を使用し、段を設けない。</p>
<p>(4) 共用廊下</p>	<p>イ 住戸玄関前には、できる限りアルコーブ等を設ける。</p> <p>ロ 共用廊下の幅員は120cm以上とし、少なくとも片側に手すりを設置する。また、高低差がある場合は傾斜路又は段差解消機等を設置する。</p> <p>ハ 傾斜路を設ける場合は、幅員は120cm（階段併設の場合は90cm）以上、勾配は1/12以下とし、手すりを設置する。また、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設置する。</p> <p>ニ 階段を設ける場合は、当該階段は(5)共用階段に定める構造とする。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>	<p>イ 住戸玄関前には、できる限りアルコーブ等を設ける。</p> <p>ロ 共用廊下の幅員は120cm以上とし、少なくとも片側に手すりを設置する。また、高低差がある場合は傾斜路又は段差解消機等を設置する。</p> <p>ハ 傾斜路を設ける場合は、幅員は120cm（階段併設の場合は90cm）以上、勾配は1/12以下とし、手すりを設置する。また、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設置する。</p> <p>ニ 階段を設ける場合は、当該階段は(5)共用階段に定める構造とする。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>

<p>(5)共用階段</p>	<p>イ 階段には、途中に踊り場を設ける。</p> <p>ロ 蹴上げの寸法に2を乗じたものと踏面の寸法の合計が、55cm以上65cm以下とし、踏面は24cm以上、蹴上げは15cm以上18cm以下とする。</p> <p>ハ 階段の有効幅員は、120cm以上とする。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>	<p>イ 階段には、途中に踊り場を設ける。</p> <p>ロ 蹴上げの寸法に2を乗じたものと踏面の寸法の合計が、55cm以上65cm以下とし、踏面は24cm以上、蹴上げは15cm以上18cm以下とする。</p> <p>ハ 階段の有効幅員は、120cm以上とする。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
<p>(6)エレベーター</p>	<p>イ 2階以上には、できる限りエレベーターを設置する。</p> <p>ロ エレベーターのドア有効幅は、80cm以上とし、ガラス窓入りとする。</p> <p>ハ かご内の少なくとも片側には手すりを設置し、戸の開閉状況を確認できる鏡を設置する。また、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在の位置を表示する装置を設置する。</p> <p>ニ 乗降ロビーは、150cm×150cm以上のスペースを確保し、少なくとも片側には手すりを設置する。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>	<p>イ 2階以上には、できる限りエレベーターを設置する。</p> <p>ロ エレベーターのドア有効幅は、80cm以上とし、ガラス窓入りとする。</p> <p>ハ かご内の少なくとも片側には手すりを設置し、戸の開閉状況を確認できる鏡を設置する。また、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在の位置を表示する装置を設置する。</p> <p>ニ 乗降ロビーは、150cm×150cm以上のスペースを確保し、少なくとも片側には手すりを設置する。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>